

令和5年度松山市高齢者福祉施設等における  
新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防するため、重症患者発生リスクが高い市内の施設等が、感染拡大防止に必要な自主検査を入所系施設等に新たに入所する利用者や職員等を対象に実施する経費に対し、予算の範囲において令和5年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、松山市補助金等交付規則(昭和44年規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 施設等 次のアからエまでに掲げる区分により、当該アからエまでに定める施設及び事業所をいう。

ア 介護保険施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院の介護保険施設

イ 介護サービス(介護予防サービスを含む。以下同じ。)を提供する事業所 訪問介護(第一号訪問事業を含む。)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(第一号通所事業を含む。)、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防支援(第一号介護予防支援事業を含む。)

ウ その他の高齢者施設 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウス

エ 保護施設 救護施設

(2) 自主検査 PCR検査又は抗原検査であって行政検査によらないものをいう。

(3) 入所系施設等 次のアからエまでに掲げる区分により、当該アからエまでに定める施設及び事業所をいう。

ア 介護保険施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院

イ 介護サービスを提供する事業所 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設

- 入居者生活介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する事業所
- ウ その他の高齢者施設 有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅，軽費老人ホーム，養護老人ホーム及び生活支援ハウス
- エ 保護施設 救護施設

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 施設等での業務に関連する資格試験の受験若しくは研修の受講又は冠婚葬祭（二親等以内の親族のものに限る。）その他のやむを得ない理由により，新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施すべき市外の区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき市外の区域と市とを往来した職員等（市に帰った日から1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。）
- (2) 入所系施設等に新規で入所する利用者
- (3) その他市長が必要と認める職員等

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，施設等が職員等に行った自主検査（以下「補助事業」という。）に要した費用とする。

- 2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する場合における費用については，補助対象経費としない。
- (1) 自主検査に要した費用に対し，他の補助金等を受けた場合
  - (2) 自主検査の結果，陽性と判定された場合において，直ちに保健所へ連絡を行わなかったとき（検査機関等が保健所に発生届を提出した場合を除く。）
  - (3) 補助対象の自主検査の日から1月前の日までに行われた自主検査について補助金の交付を受けている場合

(補助金額等)

第5条 補助金の額は，令和6年3月31日までにを行った自主検査1件につき，実費又は次の基準額のいずれか低い額を検査ごとに算定して得た額の合計額とする。ただし，算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

- (1) PCR検査 1件につき5,000円
- (2) 抗原検査 1件につき3,000円

(補助金の交付申請等)

第6条 法人等は、補助金の交付を受けようとするときは、自主検査後、1月以内に令和5年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに法人等に通知するものとする。

2 法人等の実績報告は、前条の申請書の提出をもって代えるものとする。

3 市は、第1項の交付決定をした後に、補助金を交付するものとする。

（指導監督）

第8条 市長は、補助事業の実施に関して、補助金が交付された法人等に対し、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 補助事業の実施について、不正の行為等があったとき

（関係書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた法人等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第11条 補助金の交付申請をした補助事業者は、第6条に規定する補助金交付申請書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（第10条の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を令和5年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第2号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 令和4年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱は廃止する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(補助対象者及び補助対象経費の拡充)

新型コロナウイルス感染症の感染状況が拡大し、愛媛県が設定する独自の警戒レベルのうち「感染警戒期」または「感染対策期」が発表された際には、予め施設等に通知したうえで、第3条に規定する補助対象者に、施設等が検査が必要と判断した職員を加えるとともに、第4条第2項の3に規定する、補助対象としない経費についても補助対象とする。

様式第1号（第6条関係）

令和5年度松山市高齢者福祉施設等における  
新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書

第 号  
年 月 日

（宛先）松山市長

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名 ⑩

標記事業を下記のとおり実施したので、令和5年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請（請求）します。

なお、交付決定後は、新型コロナウイルス感染症検査費用補助金を下記の指定口座へ振り込んでください。

記

1 交付申請（請求）額 円

2 添付書類

(1)実績報告書（別紙1）のとおり

(2)補助金交付申請額の算出根拠資料等（別紙2）

【指定口座】

金融機関名・支店名		銀行 信用金庫 組合		支店
預金種目及び口座番号	普通預金 当座預金			
口座名義人				
(フリガナ)				

実績報告書

<p>1 事業を実施した施設等 (サービス種別)</p>	
<p>2 検査実施時期</p>	
<p>3 検査内容 検査対象職員等及び検査方法（PCR検査又は抗原検査）を記載すること</p>	
<p>4 検査費用 1件当たりの費用及び費用総額を記載すること</p>	

様式第2号（第11条関係）

令和5年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス  
感染症検査費用補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号  
年 月 日

（宛先）松山市長

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名 ⑩

年 月 日付け松山市指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和5年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第7条の補助金の額の確定額  
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円也

（注）参考となる資料を添付すること。